

○ J R 甲立駅乗車券販売支援補助金交付要綱

(令和 2 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 市は、国が新型コロナウイルス感染拡大防止のため不要不急の外出自粛等を国民に呼びかけたこと等により、西日本旅客鉄道株式会社（以下「J R 西日本」という。）の甲立駅（以下「J R 甲立駅」という。）の利用者が著しく減少し、乗車券販売業務の継続が困難になっている状況を支援するため、J R 甲立駅乗車券販売支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、安芸高田市補助金等交付規則（平成 16 年安芸高田市規則第 40 号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び交付対象者)

第 2 条 補助対象は、J R 甲立駅において有人による乗車券販売を行うため雇用している者の人件費の一部とし、交付対象者は、J R 西日本から乗車券販売を請け負っている者とする。

(補助金の額)

第 3 条 基準とする年度の乗車券販売手数料の月当たり平均金額と J R 甲立駅の月当たり発売手数料との差額を予算の範囲内で交付する。

(基準とする年度)

第 4 条 前条に規定する基準とする年度は、平成 30 年 7 月豪雨災害及び新型コロナウイルスの影響を受ける前の平成 29 年度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 月当たり発売手数料の分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の時期)

第 6 条 交付申請の時期は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日付で申請するものとする。

- (1) 上半期（4 月から 9 月まで）：9 月 30 日付け
- (2) 下半期（10 月から 3 月まで）：3 月 31 日付け

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があり、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定及び確定通知書を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

J R 甲立駅乗車券販売支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

J R 甲立駅乗車券販売支援補助金交付決定及び確定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

請求書

[別紙参照]